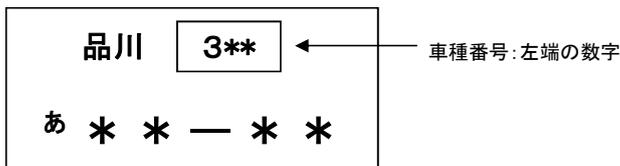


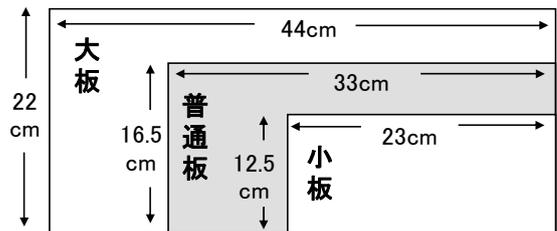
# ★基本的な料金車種区分表

車種区分	自動車の種別名称	ナンバープレート			法令による自動車の構造基準等						
		車種番号	プレートの大きさ	プレートの色	自動車の大きさ			最大積載量	車両総重量	乗車定員	排気量
					長さ	幅	高さ				
軽自動車 (二輪自動車含む)	二輪自動車 (側車付含む)	—	小板	白地に緑文字 緑地に白文字							125cc 超
	軽自動車 (三輪含む)	0**3* 6**8*	小板	白地に緑文字 緑地に白文字							360cc 以下
		4**5**	普通板	黄地に黒文字 黒地に黄文字	3.4m 以下	1.48m 以下	2.0m 以下				660cc 以下
普通車	小型自動車 (三輪含む)	4**5** 6**7**	普通板	白地に緑文字 緑地に白文字	4.7m 以下	1.7m 以下	2.0m 以下				ガソリン車 は2000cc 以下
	普通乗用自動車	3**	普通板	白地に緑文字 緑地に白文字							
中型車	普通貨物自動車 (3車軸以下)	1**	普通板	白地に緑文字 緑地に白文字				5t未満	かつ 8t未満		
	マイクロバス	2**	普通板	白地に緑文字 緑地に白文字					かつ 8t未満	11~29人	
	普通貨物自動車 (トラクタ単体2車軸)	1**	大板	白地に緑文字 緑地に白文字							
大型車	普通貨物自動車 (3車軸以下)	1**	大板	白地に緑文字 緑地に白文字				5t以上	又は 8t以上		
	普通貨物自動車 (トラクタ単体3車軸)	1**	大板	白地に緑文字 緑地に白文字							
	普通貨物自動車 (単体で4車軸で車両制限令限度以下)	1**	大板	白地に緑文字 緑地に白文字	12m 以下	2.5m 以下	4.1m 以下		20~25 t 以下		
	バス(中型)	2**	大板	白地に緑文字 緑地に白文字	9m 未満				8t以上	29人 以下	
	バス(路線) (路線バス指定を受けている車)	2**	大板	白地に緑文字 緑地に白文字					8t以上	又は 30人 以上	
特大車	バス(大型) (路線バス以外で車長9m以上または 乗車定員30人以上)	2**	大板	白地に緑文字 緑地に白文字	9m 以上				8t以上	又は 30人 以上	
	普通貨物自動車 (単体で4車軸以上で車両制限令限度超)	1**	大板	白地に緑文字 緑地に白文字	12m 以上	2.5m 以上	4.1m 以上		20~25 t 以上		
	大型特殊自動車	9**	普通板	白地に緑文字 緑地に白文字							

<車種番号>



<ナンバープレートの大きさ>



※上記表に車種番号が記載されていない車両につきましては、お手元に自動車検査証をご用意いただき、お客さまセンターにご確認ください。  
 ※料金車種区分は上記の表のとおり、道路運送車両法等に基づく自動車の種類(形状、規格、用途等)に応じ区分していますが、特種用途自動車など、料金車種区分が分かりにくい車両に対し、料金所事務室にて車両等を確認し「高速道路車種区分証明書」を発行しております。  
 (確認に必要な物: 実車又は車両の内外観が分かる写真及び自動車検査証)  
 ※連結車両の料金車種区分は、けん引自動車の料金車種区分を基本に被けん引車の車軸数に応じて(1軸の場合は1つ上位、2軸の場合は2つ上位)上位の料金車種区分を適用します。(例外: いずれかの車軸間距離が1.0メートル未満の場合、当該部分を構成する複数軸は、料金車種区分の判別に1軸として取り扱います。また、大型車に区分される2軸のけん引自動車が1軸の被けん引自動車をけん引した場合の料金車種区分は大型車と扱います。)  
 ※道路運送車両法等に基づく自動車検査証の自動車の種別欄に記載される「普通」は、当社の料金車種区分の「普通車」を指しているものではありません。